

# 春日井市土砂等の 埋立て等に関する条例

土地所有者編

平成 21 年 12 月 15 日制定 平成 22 年 10 月 1 日施行

土地所有者の皆さんへ！

土壤汚染の防止  
には未然対策が  
重要です。

先ずは、搬入される  
土砂のことを知りま  
しょう。

自分の土地は自分で  
管理し、守ることが  
必要です。

## 条例の目的

近年、有害物質が含まれる建設残土等が埋設されたことを原因とする土壤汚染の事例が全国で判明しています。

万一、有害物質を含んだ建設残土等が搬入され土壤が汚染された場合、その処理に多くの労力と費用がかかるとともに、汚染の状況によっては、人の健康被害も懸念されることとなります。そこで、有害物質の基準に適合しない土砂等の埋立て等を禁止するとともに、土砂等を搬入して埋立て等を行う一定規模以上の事業について、特定事業として届出により事業内容を把握し、搬入される土砂等の汚染の有無を事前に確認するなど、事業者、土地所有者、行政がそれぞれの責務により、土砂等の埋立て等に係る土壤汚染の未然防止に取り組み、市民の良好な生活環境を確保することを目的として、条例を制定しました。

## 土地所有者に求められること

### 土地所有者の責務（第4条）

土地所有者は、土砂等の埋立て等を行う者に土地を提供した場合においても、埋立て事業が計画どおり進んでいるか、管理上問題がないか確認するなど、土地の管理を適正に行いましょう。

### 「土砂等の埋立て等」とは、（第2条）

土砂等を搬入して行う埋立て、盛土、かさ上げ等の行為をいいます。

- ＜具体例＞
- ・建築物等の建設に伴う宅地造成
  - ・農地や原野等を埋め立てる土地の造成
  - ・畑の盛土・田畑転換・土壌改良等の農地改良
  - ・林野地を開墾・開発するための造成 など



### 基準に適合しない埋立て等の禁止（第6条）

何人も、市内のすべての土地について、カドミウム等の有害物質の基準に適合しない土砂等による埋立て、盛土等の行為を行ってはなりません。

### 「有害物質の基準」とは、（第6条）

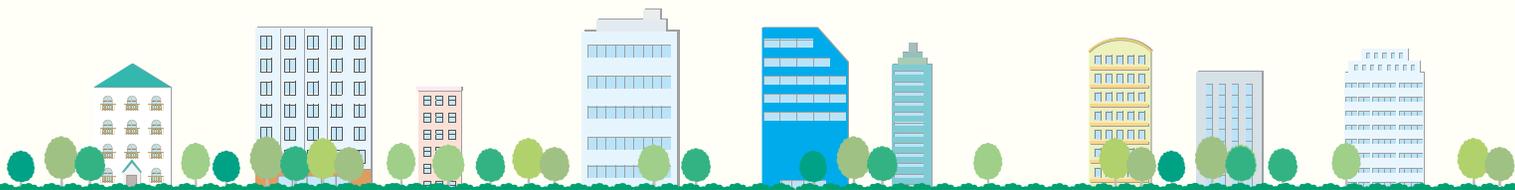
土砂等の埋立て等に用いる土砂等について、有害物質の基準を定めています。

#### ① 土砂等溶出量基準

有害物質が含まれる汚染土砂からの有害物質の溶出に起因する地下水汚染を防止するためカドミウム等26物質の基準を規定しています。

#### ② 土砂等含有量基準

有害物質が含まれる汚染土砂を直接摂取することのリスクを防止するため、カドミウム等9物質の基準を規定しています。



## 特定事業者求められること

一定規模以上の土砂等の埋立て等を行う者（特定事業者）には、土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関し、必要な措置を講ずる必要があります。

### 「特定事業」とは、（第2条）

事業区域の外から土砂等を搬入して行う埋立て等に供する面積が1,000㎡以上の土砂等の埋立等をいいます。ただし、次に掲げるものなどは除きます。

- ・ 震災、風水害等の災害の復旧のために必要な応急措置として行う土砂等の埋立て等
- ・ 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で行う砂まき、砂利敷き等（地盤面から50cmを超えないもの）
- ・ 春日井市農業委員会に農地改良届が出された農地のかさ上げ、田畑転換、土壌改良、客土等（地盤面から1mを超えないもの）
- ・ 他の場所への搬出を目的として一時的に行う土砂等のたい積



### 特定事業の手続きの流れ

計画の届出（第8条）

- ・ 特定事業の計画について、事業に着手する14日前までに届出します。

周知（第11条）

- ・ 標識を設置、近隣住民への説明会の開催等特定事業計画について周知します。

搬入の届出（第13条）

- ・ 搬入する土砂等の汚染の有無等について、特定事業に着手するまでに届出します。

工事（第9、10、12条）

- ・ 特定事業に関する基準を遵守します。
- ・ 現場管理責任者を設置します。現場管理責任者は土砂等管理台帳を作成し、進捗状況等を管理します。
- ・ 特定事業計画の届出等関係書類について、利害関係者に閲覧します。

完了の届出（第16条）

- ・ 事業が完了したときは、特定事業完了について届出します。

※ 特定事業の内容等に変更（承継）がある場合は、「特定事業変更届」、「特定事業承継届」を提出する必要があります。（第14条、第15条）



## 土砂等埋立てに関するQ & A

Q

最近、造成工事の現場等で土壤汚染が判明したといった記事を見かけるが、防止するしくみはないのでしょうか。

A

春日井市内へ汚染された土砂等を持ち込まれないように規制する制度がなかったため、今回、条例を制定しました。なお、3000 m<sup>3</sup>以上の土地の形質の変更（土石の掘削、宅地の造成、土地の開墾、掘削等。）を行う場合は、土壤汚染対策法に基づき届出る制度があり、汚染された土砂等を敷地外へ持ち出す行為への規制もあります。

Q

なぜ、発生場所での土砂等の事前の調査が必要なのでしょう。

A

万一、土壤汚染のおそれなどが発生した場合には、土砂等の撤去等の措置に多額の費用が掛かります。特定事業については、土砂等を埋め立てる面積も広く、汚染の被害も大きくなることから、土壤汚染を未然に防止するため、持ち込まれる土砂等を事前に調査することを義務付けました。

Q

土地を貸している間に、基準に適合しない土砂等が埋め立てられていました。この場合、土地所有者としての責任は生じますか。

A

責任は、土砂等の埋立て等を行った者はもちろんですが、土地所有者も、汚染の状況調査およびその報告、埋立て等の停止、土砂等の撤去などを命じられることとなります。こうした事態が生ずることのないよう自分の土地は自分で適正に管理しましょう。

Q

自分の土地を適正に管理するには、どうすればよいですか。

A

土地の使用状況を適宜、自分の目で確認することが重要です。特定事業については、事業計画を知り、計画どおりに土砂等の搬入が行われているか、砂じんの飛散や土砂等の流出など管理上の問題はないかを確認しましょう。また、疑問に思ったときは、事業者を確認しましょう。



春日井市 環境部 環境保全課